

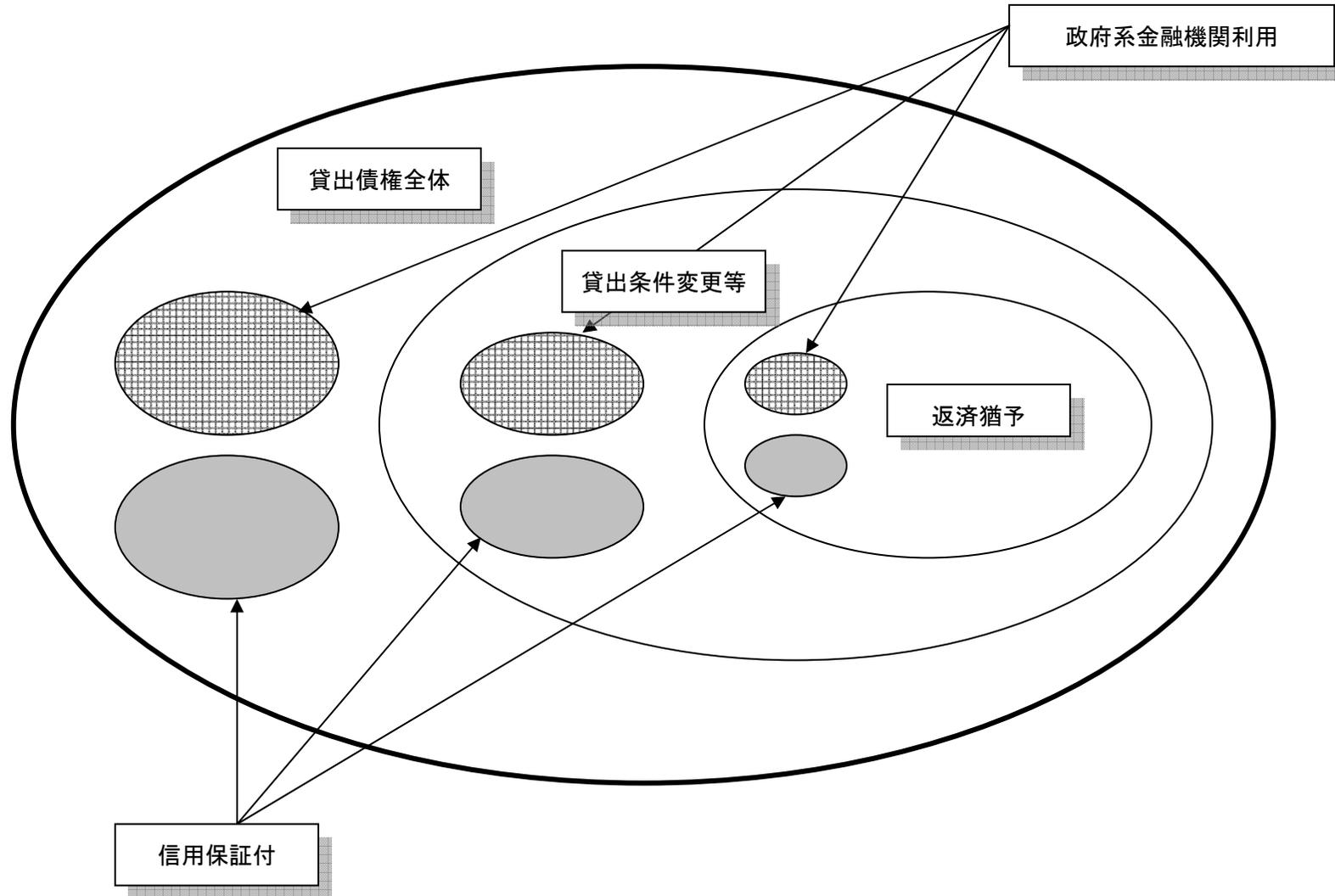
中小企業等に対する金融円滑化対策の  
総合的パッケージ

(金融庁素案〈骨子〉)

# 金融危機対応の経緯について

- ★ リーマンショック発生 (08.9.15)
- ★ 民主党金融対策チーム発足 (08.9.16)
  - (1) 金融危機対応 (08.10.15)、座長談話 (08.10.27)
  - (2) 行動プラン (08.12.24)、政調会長・座長談話 (08.12.24)、5原則 (09.1.7)
  - (3) 緊急資金繰り対策 (09.3.6)、年度末に際しての基本認識 (09.3.27)
  - (4) フォローアップ対策 (09.4.28)
  - (5) 貸し渋り・貸し剥がし対策法案参議院提出 (08.12.29)
- 緊急信用保証制度の導入 (中企庁) (08.10.29)
- 金融検査マニュアル・監督指針の改訂 (金融庁) (08.11.7)
- 自己資本比率規制の一部弾力化 (金融庁) (08.11.7)
- 企業金融支援特別オペ (日本銀行) (08.12.2)
- 日本政策金融公庫の危機対応業務の発動 (財務省・中企庁等)  
(08.12.11)
- 金融機能強化法の改正 (金融庁) (08.12.12)
- CP・社債・株式の買入 (日本銀行) (08.12.19、09.1.22、09.2.3)
- 銀行等保有株式取得機構の活用 (財務省、金融庁) (09.3.4)
- 金融円滑化のための特別ヒアリング、集中検査の実施 (金融庁)  
(09.3.10)
- ★ 総選挙に向けた各党マニフェスト
- ★ 鳩山内閣発足 (連立政権政策合意) (09.9.16)
- ★ 今次法案の検討開始 (09.9.29)

# 貸出債権の全体像(イメージ)



# 中小企業等に対する金融円滑化対策の総合的パッケージ

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための  
臨時措置に関する法律案(仮称)

〈時限〉

## 金融機関の努力義務

金融機関(注)は、中小企業又は住宅ローンの借り手から申込みがあった場合には、貸付条件の変更等を行うよう努める。

(注)銀行、信金・信組・労金・農協・漁協及びその連合会、農林中金

## 金融機関自らの取組み

- ・金融機関の責務を遂行するための体制整備。
- ・実施状況と体制整備状況等の開示。(虚偽開示には罰則を付与。)

## 行政上の対応

- ・実施状況の当局への報告。(虚偽報告には罰則を付与。)
- ・当局は、報告をとりまとめて公表。

## 更なる支援措置

- ・信用保証制度の充実等。

## 検査・監督上の措置

・法律の施行に併せて、検査マニュアル、監督指針を改定。

・中小企業融資・経営改善支援への取組み状況を重点的に検査・監督。

## その他の措置

- ・政府関係金融機関等についても、貸付条件の変更等に柔軟に対応するよう努めることを要請。
- ・金融庁幹部が、中小企業庁等と連携し、全国各地の中小企業等と意見交換。
- ・金融機能強化法の活用検討促進。

# 中小企業等に対する金融円滑化対策の総合的パッケージ (金融庁素案〈骨子〉)

## I. 「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律案（仮称）」の制定

### 〈法案の概要〉

#### 1. 金融機関の努力義務

- ・ 金融機関は、中小企業者又は住宅ローンの借り手から申込みがあった場合には、できる限り、貸付条件の変更等の適切な措置をとるよう努める。

(注) 対象となる金融機関は、銀行・信金・信組・労金・農協・漁協及びその連合会、農林中金。

- ・ 金融機関は、申込み又は求めがあった場合には、他の金融機関、政府関係金融機関、信用保証協会、企業再生支援機構、事業再生ADR、中小企業再生支援協議会等との連携を図りつつ、できる限り、貸付条件の変更等の適切な措置等をとるよう努める。

#### 2. 金融機関自らの取組み

- ・ 金融機関に、貸付条件の変更等の措置を適正かつ円滑に行うことができるよう、必要な体制の整備を義務付ける。(詳細は、省令、検査マニュアル、監督指針において規定。)
- ・ 金融機関に、貸付条件の変更等の実施状況及び本法律に基づき整備した体制等を開示するよう義務付ける。

(注) 虚偽開示に関しては、罰則を付すこととする。

#### 3. 行政上の対応

- ・ 金融機関に、貸付条件の変更等の実施状況を当局に報告するよう義務付ける。

(注) 虚偽報告に関しては、罰則を付すこととする。

- ・ 行政庁は、これを取りまとめ公表する。

#### 4. 更なる支援措置

- ・ 政府は、中小企業者に対する信用保証制度の充実等、必要な措置を講じるものとする。

#### 5. その他

- ・ 法案は、平成23年3月までの時限措置とする。

### II. 検査・監督上の措置

○ 行政庁は、法案の実効性を確保するために、次のような措置を講じる。

- ・ 法律の施行に併せて、検査マニュアル、監督指針について所要の改定を行う。
  - － 顧客からの条件変更等の申出に対応するための態勢整備
  - － 条件変更等を行っても、不良債権に該当しない要件（従来に比べて拡充）
- ・ 中小企業融資・経営改善支援への取組み状況について、重点的に検査・監督を行う。

### III. その他の措置

○ 政府関係金融機関等についても、本法の趣旨を踏まえ、貸付条件の変更等に柔軟に対応するよう努めることを要請する。

○ 金融庁幹部が、中小企業庁等と連携し、全国各地に赴き、借り手である中小企業者等と直接意見交換を行う。

○ 金融機能強化法について活用の検討の促進を図る。

(以上)

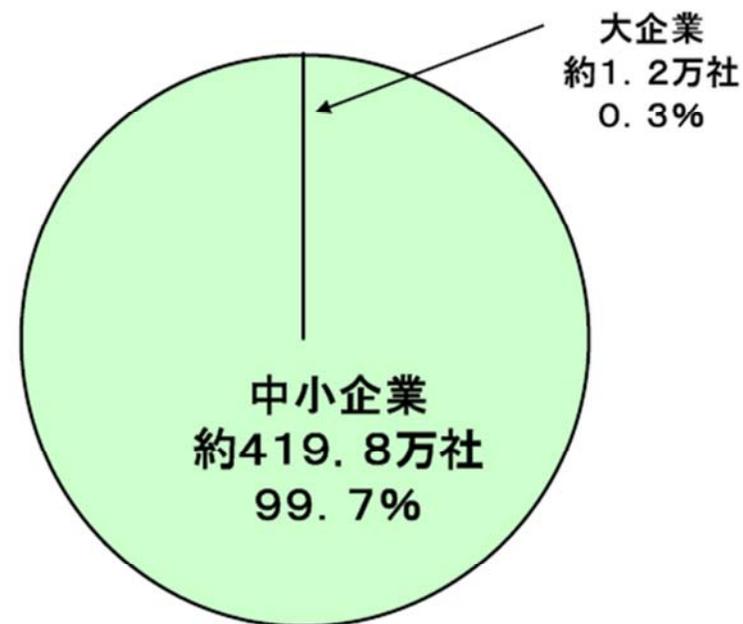
# 中小企業数について

## ○中小企業数(2006年調査)

産業	全企業	うち中小企業	
	企業数	企業数	構成比 (%)
鉱業	2,086	2,082	99.8
建設業	489,645	489,343	99.9
製造業	457,623	455,621	99.6
電気・ガス・熱供給・水道業	567	537	94.7
情報通信業	35,052	33,814	96.5
運輸業	77,403	77,132	99.6
卸売・小売業	1,114,421	1,109,630	99.6
卸売業	233,846	231,755	99.1
小売業	880,575	877,875	99.7
金融・保険業	30,256	29,985	99.1
不動産業	285,812	285,710	100.0
飲食店、宿泊業	648,614	647,754	99.9
医療、福祉	188,752	188,514	99.9
教育、学習支援業	115,934	115,803	99.9
複合サービス事業	3,718	3,717	100.0
サービス業(他に分類されないもの)	760,187	758,077	99.7
<b>非1次産業計</b>	<b>4,210,070</b>	<b>4,197,719</b>	<b>99.7</b>

(出典)中小企業庁

## 企業数(421.0万社)



中小企業の定義／製造業: 資本金3億円以下又は従業者数300人以下

卸売業: 資本金1億円以下又は従業者数100人以下

小売業: 資本金5千万円以下又は従業者数50人以下

サービス業: 資本金5千万円以下又は従業者数100人以下

## 対象中小企業者の定義

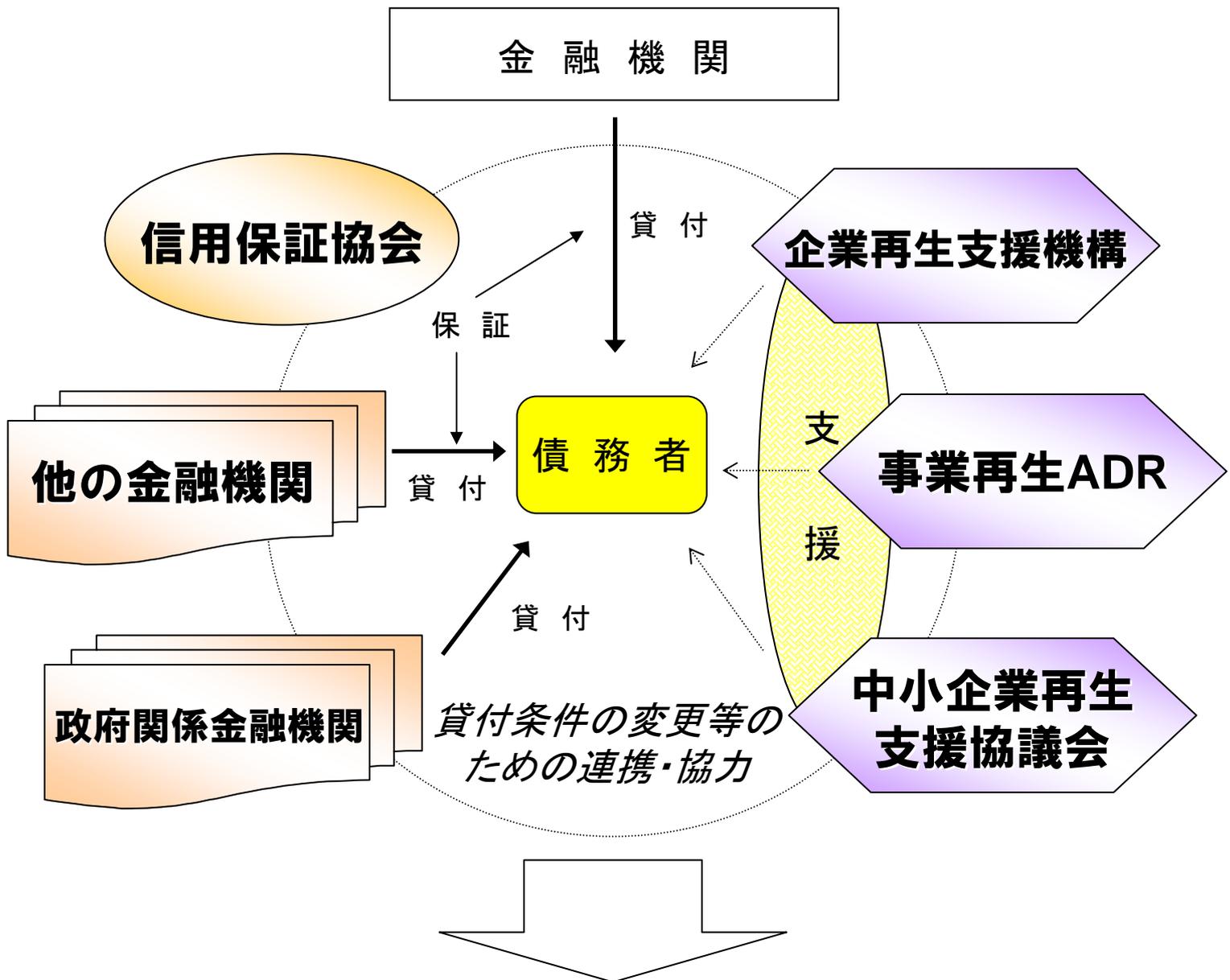
業種	中小企業基本法（注1）	中小企業信用保険法（注2）	新法案
製造業その他	300人以下 or 3億円以下	300人以下 or 3億円以下  ゴム製品製造業 (自動車タイヤ等製造業を除く) 900人以下 or 3億円以下	<p>中小企業基本法の「中小企業者」から、以下を除外</p> <p>①金融機関の親・子・兄弟・関連会社</p> <p>②大会社の子会社</p> <p>※SPC（特別目的会社）は、大宗がそもそも会社法上の会社ではなく、基本的には本法の対象外</p>
卸売業	100人以下 or 1億円以下	100人以下 or 1億円以下	
小売業	50人以下 or 5,000万円以下	50人以下 or 5,000万円以下	
サービス業	100人以下 or 5,000万円以下	100人以下 or 5,000万円以下  ソフトウェア業 情報サービス業 300人以下 or 3億円以下  旅館業  200人以下 or 5,000万円以下	
		一定の規模以下の組合形態の事業者（商工組合・酒造組合等）及び医療法人	一定の規模以下の組合形態の事業者（商工組合・酒造組合等）及び医療法人も対象に

（注1）会社形態の事業者及び個人事業者に限定。

（注2）農業、林業（素材生産業等を除く）、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業等を除く）は対象外。

## 金融機関が第三者の判断を重視する枠組み

金融機関は、求めがあった場合には、**他の金融機関**、**政府関係金融機関**、**信用保証協会**、**企業再生支援機構**、**事業再生ADR**、**中小企業再生支援協議会**等との連携・活用を図りつつ、貸付条件の変更等の適切な対応に努める旨を法律に規定。



金融機関が、貸付条件の変更等について第三者の目を織り込んだ、より適切な判断を行うことを促進。

# 金融機関の「努力義務」の実効性を 高めるための金融行政による諸措置（案）

## 金融機関に取組みを義務付け

- ・ 貸付条件の変更等に向けた基本方針の策定・開示
  - 地域や顧客の特性も踏まえつつ具体的に記載
  - きめ細かな協議と速やかな審査に向けた方策を記載
- ・ 基本方針が融資の現場で徹底されるための体制整備
- ・ 貸付条件の変更等に向けて他行と最大限協調

## 実績を開示

- ・ 貸付条件の変更等に向けた基本方針を開示
- ・ 各金融機関は貸付条件の変更等の件数・金額を開示

## 検査・監督で厳正にチェック

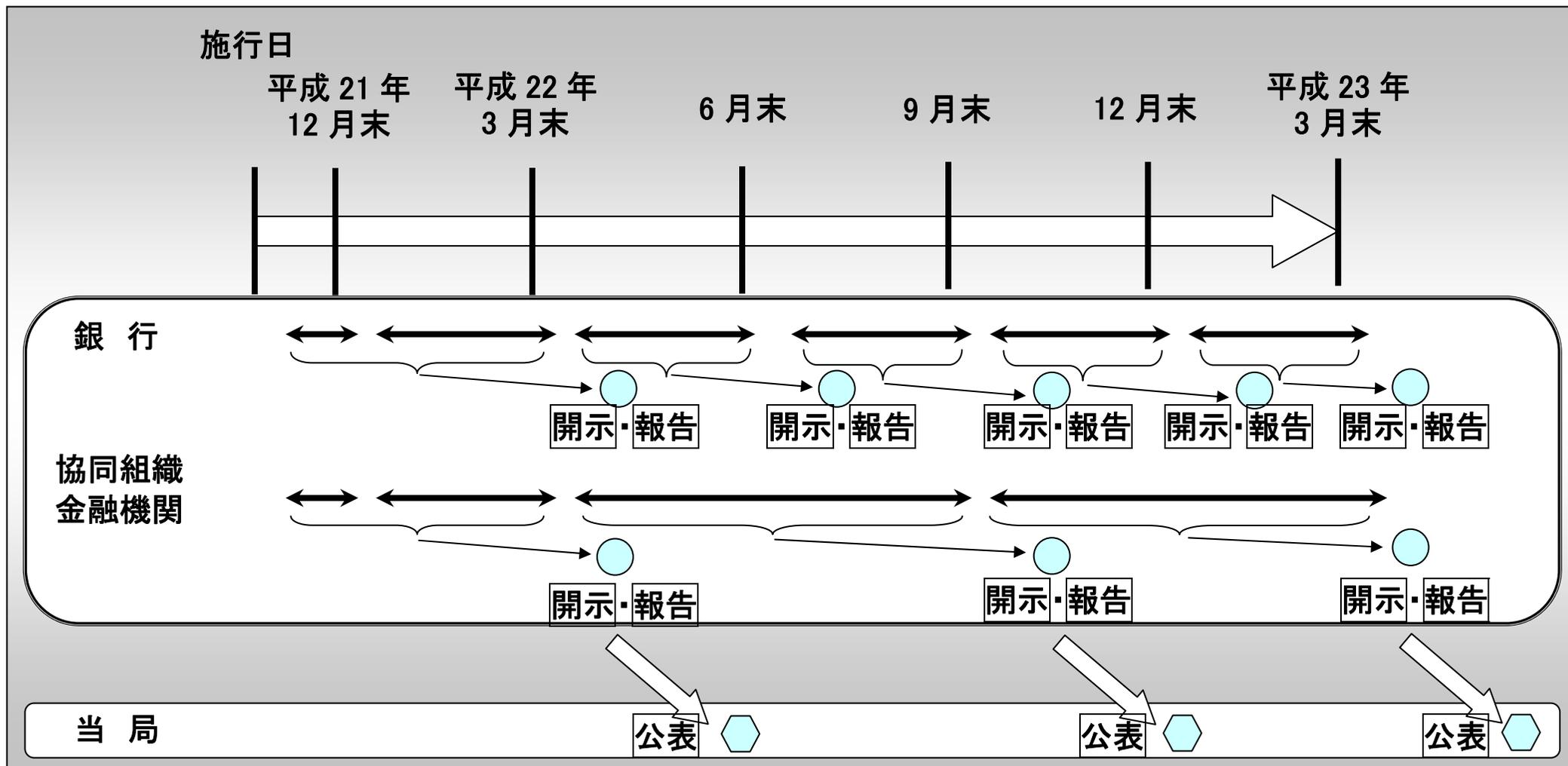
- ・ 貸付条件の変更等の実施状況の当局報告を義務付け
- ・ 行政庁は、これを取りまとめ公表
- ・ 検査・監督で問題事例を摘出
- ・ 貸付条件の変更・金融行政等を口実とした貸し渋りを摘出
- ・ 悪質な場合は処分

（以 上）

# 開示・報告・公表の頻度(案)

## 金融機関の開示実務に鑑みた頻度設定

- 金融機関は、6ヶ月を超えない範囲内で省令で定める期間ごとに、開示・報告（法律）  
— 銀行は、3ヶ月に一度、協同組織金融機関は、6ヶ月に一度、開示・報告（省令）
- 当局は、おおむね6ヶ月に一度、報告内容を取りまとめ、概要を公表（法律）



「中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置」に基づく貸出条件の緩和状況について

		中小企業に対して貸出条件緩和を行った債権					左のうち、経営改善の見込みがあり、 不良債権にならなかったもの(※) ( )内は条件緩和を行った債権に占める割合			
		20年7～9月期 (措置前)	20年10～12月期	21年1～3月期	21年4～6月期	20年7～9月期(措置前) からの増減	20年7～9月期 (措置前)	20年10～12月期	21年1～3月期	21年4～6月期
主要行等	件数	3,220件	3,560件	4,181件	4,842件	+1,622件 (+50.4%)	0件 (0.0%)	2,740件 (77.0%)	3,371件 (80.6%)	3,742件 (77.3%)
	金額	2,152億円	2,239億円	3,413億円	3,315億円	+1,164億円 (+54.1%)	0億円 (0.0%)	988億円 (44.1%)	1,872億円 (54.8%)	2,181億円 (65.8%)
地域銀行	件数	15,705件	17,158件	22,748件	20,151件	+4,446件 (+28.3%)	357件 (2.3%)	2,510件 (14.6%)	6,800件 (29.9%)	6,649件 (33.0%)
	金額	6,903億円	6,860億円	10,274億円	8,960億円	+2,057億円 (+29.8%)	92億円 (1.3%)	1,227億円 (17.9%)	4,392億円 (42.8%)	4,296億円 (48.0%)
信用金庫 信用組合	件数	9,062件	11,115件	11,826件	11,557件	+2,495件 (+27.5%)	666件 (7.3%)	2,333件 (21.0%)	4,145件 (35.0%)	3,969件 (34.3%)
	金額	2,904億円	3,950億円	4,634億円	4,467億円	+1,563億円 (+53.8%)	293億円 (10.1%)	942億円 (23.9%)	2,170億円 (46.8%)	1,861億円 (41.7%)
計	件数	27,987件	31,833件	38,755件	36,550件	+8,563件 (+30.6%)	1,023件 (3.7%)	7,583件 (23.8%)	14,316件 (36.9%)	14,360件 (39.3%)
	金額	11,958億円	13,049億円	18,321億円	16,743億円	+4,784億円 (+40.0%)	385億円 (3.2%)	3,157億円 (24.2%)	8,434億円 (46.0%)	8,339億円 (49.8%)

(注)「主要行等」とは、主要行、新生銀行、あおぞら銀行及びシティバンク銀行を、「地域銀行」とは地方銀行、第二地方銀行及び埼玉りそな銀行を指す。

(注)上記計数は、各金融機関における今後の精査により変更されうることに留意が必要。(20年7～9月期、10～12月期および21年1～3月期の計数は、前回公表後の各金融機関の精査を踏まえ更新している。)

(※)各期に中小企業に対して貸出条件の緩和を行った債権のうち、その期に、経営改善の見込みがあるものとして不良債権にならなかったものを計上。

したがって、その期以降に不良債権でなくなったもの(例えば21年1～3月期に貸出条件の緩和を行い、21年4～6月期に経営改善の見込みがあるものとして、不良債権でなくなったもの)は含まれていない。

# 法律の年限の考え方

- ・今回の法案は、緊急・異例の措置であることを踏まえ、時限立法とすることが適当。
- ・時限の  
(A案) まずは1年程度の資金繰りをカバーするため、平成22年12月末とする。  
(B案) 中小企業等の資金需要が高まる年末・年度末を2回ずつカバーするため、平成23年3月末とする。  
の2案が考えられる。

